山県市立梅原小学校

学校危機管理マニュアル

令和元年１２月改訂

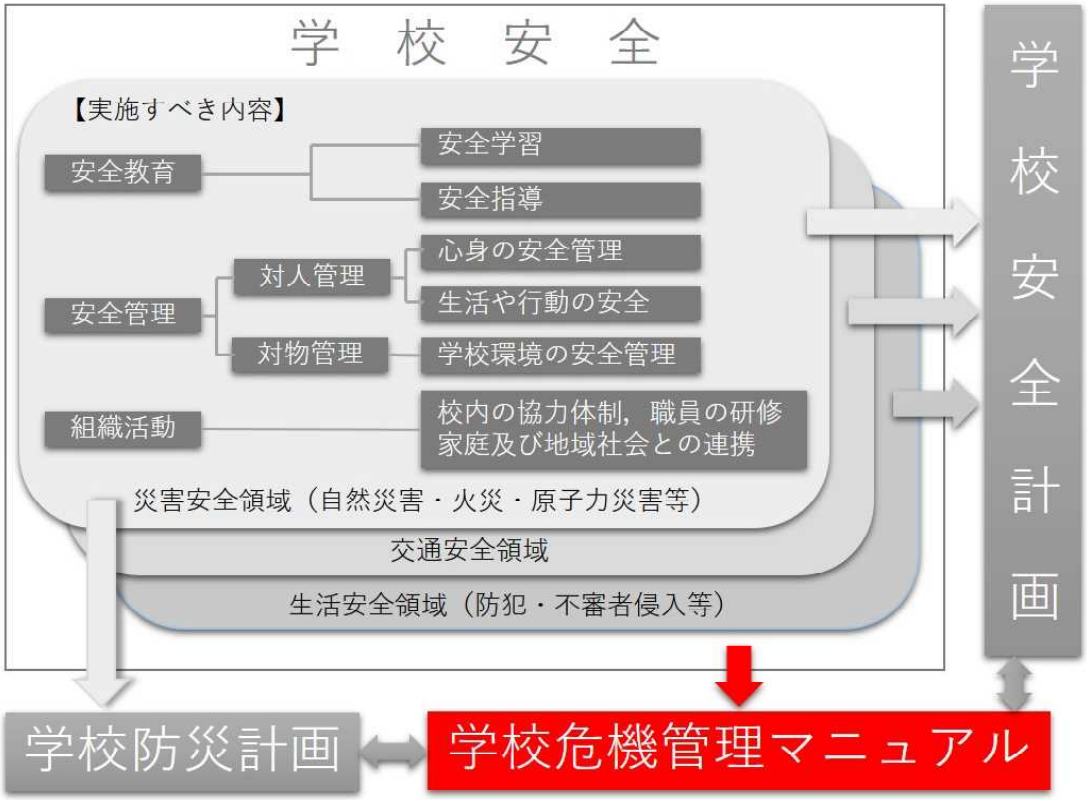

1　学校安全計画（学校保健安全法第２７条に基づく）

・安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し，全体的な立場から，年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。

・安全点検，安全指導，職員研修の 3 項目の内容を必ず含めなければならない。

2　学校危機管理マニュアル（学校保健安全法第２９条に基づく）

・事件，事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。

・不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて策定する。

3　学校防災計画

・学校における防災体制の整備，施設・設備等の災害予防対策，防災訓練の実施，災害安全教育，教職員研修，県または市町村地域防災計画で定める事項を記載する。

4　安全学習（災害安全領域）

・「体育科」（保健領域）を中心として，生活科，社会科，理科など関連した内容のある教科や道徳，総合的な学習の時間で取り扱う。

5　安全指導（災害安全領域）

・学級活動や学校行事・課外指導などで取り上げることが多い。防災避難訓練は安全指導の一環として行われる。

目　　次

Ⅰ　学校における危機管理について

1　危機管理の必要性　1
2　危機管理の定義　1
3　危機管理の目的　2
4　梅原小学校の環境条件　2
5　危機の分類　3
6　学校危機管理の取組方法　4
7　危機に対する３段階の基本的対応
(1) 未然防止（平常時）の対応　5
(2) 緊急事態発生時の対応　5
(3) 事後の対応　6

Ⅱ　危機管理の実際

1　未然防止（平常時）の対応
(1) 学校安全計画による未然防止の取組　7
(2) 防犯の取組　8
(3) 生活安全の取組（防犯を除く）　10
①転落事故防止　10
②遊具事故防止　10
③プール事故防止　10
④水難事故防止　11
⑤落雷・突風事故防止　12
⑥薬品（毒物・劇物等）の事故防止　12
⑦熱中症防止　13
(4)交通安全の取組　14
(5)災害安全の取組　15
(6)児童の防犯教室・訓練，教職員研修　17

2　緊急事態発生時の対応
(1) 緊急時の基本的対応と校内組織等　18
(2) 避難・登下校対応，保護者との連携　21
(3) 緊急事態発生時の危機管理　22
①不審者侵入時　22
②不審者事案登下校時　23
③事故発生時　24
④交通重大事故　25
⑤火災発生時　26
⑥地震発生時　27
⑦台風等暴風発生時　28
⑧風水害・土砂災害発生時　29
⑨原子力災害発生時　30
⑩落雷被害防止　31
(4) 救急救命体制　32
①救急連絡体制　34
②救急時記録表　35
(5) 報道機関への対応　36
①基本的な対応方針　36
②緊急記者会見の開催　37

3　事後の対応
(1) 事後評価と学校再開の準備　39
(2) 児童等と保護者の心のケア　40

Ⅲ　参考資料

1　緊急事態発生時対応チェッククリスト　41
2　報道発表資料　44
3　連絡体制の整備　45

Ⅰ　梅原小学校における危機管理

１　危機管理の必要性

梅原小学校は，児童が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件・事故災害（危機と同義。以下同じ）は，いつ，どこで，誰に起りうるかを予想することが困難な場合があるが，対策が無いわけではない。適切な対策を取ることによって，危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。不審者侵入や地震，感染症，食中毒などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが，緊急かつ重要な課題である。

２　危機管理の定義

学校危機管理とは（定義）

子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに，万一，事件・事故災害が発生した場合に，被害を最小限にするために，適切かつ迅速に対処すること

※「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月文部科学省等から

この定義より，「危機管理」を大きく２つに分けると次のようになる。

(1)　リスク･マネジメント（危機管理体制の整備，危機の発生を未然に防止するための事前対策）

①危機の予知・予測

○過去に発生した自校や他校の事例から，その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより，発生の前兆等を明らかにし，危機の予知・予測に努める。

○児童や社会の現状・変化等を踏まえ，今後発生する可能性のある危機を想定し，その危機の予知・予測にも努める。

②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

○日ごろから，一人一人の児童への継続的な支援や，施設・設備に関する定期的　な点検や各種訓練等により，未然防止に向けた取組を行う。

○児童，保護者，地域の人々からの情報収集等により，危機を予知・予測し，問題の早期発見に努め，危機に至る前に解決する取組を行う。

○保護者や地域住民，関係機関・団体と連携を図り，学校独自の危機管理体制を構築する。

(2)　クライシス･マネジメント　（危機発生時の対応や再発防止に向けた対策）

①緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

○緊急事態が発生した場合，学校の危機管理マニュアルに沿って，適切かつ迅速に対処し，児童，教職員の生命や身体の安全を守るとともに，被害を最小限度にとどめる。

②事後の危機管理（中･長期対応）

○事態が収拾した直後から，保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。

○事件･事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し，教育再開の準備や再発防止対策，心のケアなど必要な対策を講じる。

○未然防止の取組について定期的に評価・改善し，日々の教育活動の充実に努める。

３ 危機管理の３つの目的

学校における危機管理の目的は，次の３点である。

(1) 子どもと教職員の生命を守ること
(2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し，日常の組織・運営を守ること
(3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

※出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所

４ 梅原小学校の環境条件

山県市立梅原小学校は，山県市の南部，岐阜県道79号関本巣線（里山かおり街道）沿いに位置する。周辺の「梅原地区」は周囲を緑豊かな山々に囲まれた田園地帯であり，塚洞，田口，上洞，宮下，申子，小田，中村，高田，高田団地，七日市の10自治会からなる，歴史ある地域である。

梅原小学校の抱える主なリスクとしては以下の３つがある。

○小学校南を東西に走る県道79号線の交通量が増加し，歩道の整備が十分でないことや，岐阜国際CC利用者の車両が通学路を走行することもあって，交通事故の心配がある。

○学校施設は土砂災害警戒区域に存し，土砂災害防止法第８条第１項第４号による要配慮者利用施設に定められている。校舎北東の宮下西谷からの土砂流出による大きな被害を想定した対策をしておく必要性がある。

○地区の西に伊自良川が流れており，七日市，高田，宮下は，伊自良川氾濫による洪水被害，特に七日市は２ｍを超える浸水が想定されている。昭和51年の9.12豪雨災害では，実際に大きな被害が出ており，小学校１階も浸水したとの記録がある。

5 危機の分類

危機について，被害の対象と原因による分類を以下に示す。

分　　類		内　　容　（例）
学習活動等	学習活動	運動時，実習・実験，校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行，現場学習等での事故
	体育的行事	熱中症による入院，運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ，わいせつ行為等
健康	感染症	インフルエンザ，感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	給食等による集団食中毒，給食への異物混入等
問題行動等	非行少年等	万引き，暴力，器物破損，性犯罪，喫煙，飲酒，薬物乱用，深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺，ネット上の誹謗中傷
災害	火災･自然災害	火事，地震，風水(雪)害，原子力災害等
施設設備	施設設備	施設の保守管理，修繕の不備，誤使用等に起因する人身事故
教職員	不祥事	教職員の不祥事（飲酒運転，暴力行為，セクハラ等）
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修
財務	資金管理	公金の遺失，横領
	会計処理	不適正な公金支出，部費の不適切な執行
情報	個人情報	個人情報の漏洩，紛失
	情報システム	システムダウンによる影響，ウイルスによる影響
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威力業務妨害	不当要求，クレーム
	広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

６ 学校危機管理の取組方法

(1) 危機管理体制の整備

梅原小学校が想定する多様な危機を体系的にとらえ，未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に危機管理を行うため，危機管理責任者，危機管理推進員，危機管理委員会などの組織体制を整備する。隣接する梅原保育園には兄弟姉妹関係のある児童が在籍するため，幼小が一体となった対応ができるように配慮した危機管理を行う。

◇危機管理委員会

危機管理を推進するために，危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は，校長を委員長とし，危機管理推進員等必要な人員で構成する。危機管理委員会は梅原小学校の危機管理を推進し，危機管理に関する情報収集，分析，及び情報共有を行い，対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び連絡調整を行う。

◇危機管理責任者

校長は，梅原小学校における危機管理の最高責任者として，児童の安全・安心の確保を第一に考え，学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに，平常時の危機低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また，関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集，情報提供及び情報発信の責任者となる。

◇危機管理推進員

危機管理推進員は，教頭，教務主任，生徒指導主事とする。平常時には，危機の体系的な把握，危機管理マニュアル・連絡体制の整備，研修訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応を行う。また，関係機関との連絡調整や校内の調整を行う。教頭は年２回の定例会の召集を行う。

◇各分掌等の危機管理担当者

危機管理担当は，教育活動や業務等が有する危機を把握するとともに，危機発生を未然に防止するための活動を行う。また，危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応を行う。

◇教職員

教職員は，日常の教育活動や業務を遂行するにあたり，危機について常に関心を持ち，危機が顕在化しないよう危機の内容，対策等について危機管理推進員と絶えず相談する。また，危機発生時には危機管理責任者の方針に基づき対応する。

◇保護者や地域，関係機関・団体等との連携

学校の危機管理を進めるにあたっては，保護者や地域，関係機関・団体等と協力を得ないと解決できない場合も多くあることから，日頃から，信頼関係を築く取組を行い，緊密な連携を行うことが重要である。

(2) 危機管理マニュアルの作成

危機管理推進員は，危機発生に備えた体制の整備，訓練の実施など事前対策の実施，危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施，被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた，個々の危機についての危機管理マニュアルを作成して，教職員に周知徹底する。また，具体的でわかりやすく，実際に機能するものとなるように，毎年定例会で見直しを行う。

7 危機に対する３段階の基本対応

(1) 未然防止（平常時）の対応

項 目	具 体 的 取 組
安全教育の充実	□「学校安全計画」に基づく，計画的な安全学習，安全指導の実施 □ 安全マップ作成や危険予測学習(ＫＹＴ)等，安全教育の充実による「危険予測・回避能力」の育成 □ 児童会活動など主体的な活動の推進 □ 生徒指導，教育相談，進路指導の充実
安全管理の徹底	□ 緊急連絡体制（病院，保護者等）の整備と周知 □ 関係機関等との連絡連携体制の確立 □ 定期的・日常的な安全点検の実施（「改訂版 学校保健･安全･給食指導資料」の管理点検表の活用など） □ 不審者等の侵入防止，早期発見対策の確立 □ 出欠，健康観察，保護者連携の確実な実施 □ 施設管理や火気・薬品(毒物劇物)等の適正な取扱い □ 授業，部活動，学校行事等における安全確保 □ 台風など自然災害等に関する速やかな情報収集
組織活動の推進 (職員研修を含む)	□ 教職員の意識高揚と，危機管理体制の確立 □ 応急手当（心肺蘇生法，ＡＥＤ等）の研修 □ 危機管理委員会等の開催 □ 兆候事案等を共有し，事件等を抑止する体制整備 □ メール等による緊急連絡体制整備など，保護者，関係機関・団体等との連携

※訓練や机上シミュレーション，研修等を実施し，危機管理マニュアルが組織的，総合的に機能するかを評価・検証の上，改善を繰り返して実効性を高める。

(2) 緊急事態発生時の対応

項 目	具 体 的 取 組
発生源への緊急対応	□ 事件・事故災害の発生原因の早期除去 〔不審者侵入阻止，火災の消火，施設等の不備の応急修理など〕
指揮総括 【危機管理委員会】	□ 事件・事故災害概要の迅速な把握 □ 児童や教職員の安全確認 □ 情報収集（情報の一元化）と共有 □ 危機管理委員会の立ち上げ □ 教育委員会，警察，関係機関等への緊急通報，支援要請 □ 的確な意思決定と指示 □ 報道対応（窓口の一本化）
○危機管理 【危機管理委員会】	□ 教職員への緊急連絡と招集 □ 児童の避難誘導と安全確保 ・児童を発生源から遠ざけ，不安を軽減 ・安全確認，点呼 □ 重要物品の搬出 □ 警察官，救急隊員等を現場に誘導 □ 保護者への緊急連絡〈保護者担当〉

	□ 情報収集・整理，コメント作成〈報道担当〉
○ケア対応 【心のケア班】 保健主事・養護教諭・担任・教頭等	□ 負傷者，ハイリスク児童の迅速な把握 □ 応急手当〔心肺蘇生法，ＡＥＤ〕 □ 病院への搬送とアフターケア □ 児童の不安の軽減 □ ハイリスク児童，保護者の把握 □ ケア計画の作成 □ 専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

※緊急事案発生時には，危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため，正確な情報収集に基づき，迅速かつ的確に判断し，トップダウンを基本に，全教職員が協働して危機に立ち向かう。

(3) 事後の対応（中・長期対応）

項 目	具 体 的 取 組
指揮総括 【危機管理委員会】 ［危機管理責任者］	□ 現状把握と分析 □ 教育委員会，関係機関等と連携 □ 各担当者に状況に応じた適切な指示
○危機管理 【危機管理委員会】	●危機対応 □ 情報を広く収集し，管理職に報告 □ 保護者会，記者発表等の企画・運営 □ 遺族や被害者への対応 □ 通知文，学校だより等の作成配布 □ 記録，報告書等の作成
	●再発防止策の確立 □ 事件・事故災害の発生要因把握，問題点等の整理 □ 安全性の評価と改善 □ 安全対策の確立 ［安全パトロール，施設設備等の改善，安全指導など安全管理，安全教育等の見直し］ □ 保護者，関係機関，地域等と連携強化 □「危機管理マニュアル」「学校安全計画」「防災計画」等の見直し改善
	●学校再開の準備 □ 児童の現状把握 □ 保護者，地域等の願いや考えなどの把握 □ 実態に応じた教育計画の作成 □ 授業等に必要な場所等の確保，指導体制整備
○ケア対応 【心のケア班】	□ 傷病者の状況経過把握 □ 学校医，医療機関等と連携 □ 心のケアの継続 □ 災害共済給付等の事務

※事件・事故災害の収束後，直ちに対応状況を総括する会議を開催する。そして問題点を明確に整理し，再発防止に向け改善点を明らかにして，再発防止策を講じる。同時に，危機管理マニュアル・学校安全計画・防災計画を見直し，改善を図る。

Ⅱ　危機管理の実際

１　未然防止（平常時）の対応

(1) 学校安全計画（別紙）による未然防止の取組

留意点	① 学校危機の未然防止に向け，学校安全の取組を重視する。 ② このため，学校安全計画を立案し，安全教育，安全管理，組織活動，教職員に対する研修等に十分取り組むようにする。
作成上のポイント	**ポイント１　学校安全の３領域に総合的に取り組む内容とする。** □生活安全（防犯を含む） □交通安全 □災害安全 **ポイント２　安全教育に関する具体的な計画を盛り込む。** □教科指導における安全に関する指導を重視 □専門家や関係機関等との連携による防犯・交通安全・災害安全に関する教室 □不審者・火災・地震を想定した避難訓練等 □防犯・交通安全・災害安全に関する危険予測学習（ＫＹＴ）の積極的な活用 □登下校・休み時間･部活動中など，様々な生活場面での具体的な危険と回避方法について考えさせ，危険予測・回避能力を育成 □過去の事故等を分析した学校独自の取組が必要 □不要物や危険物等を学校に持参しない指導を徹底 □児童が校内生活（授業，休み時間，放課後等）で守るルールを明確にし，指導するとともに，保護者の十分な理解を得る **ポイント３　安全管理の徹底に向けた取組を明記する。** □学期に１回以上の定期点検の実施（安全点検表を活用し，複数の教職員で実施） □施設等使用前の日常的な安全点検の実施 □児童の出欠・遅刻・早退・欠課状況等を確実に把握し，必要に応じて早期に本人との面談や保護者へ相談 □遊具・ＡＥＤやプール等の学校施設・設備や，常備している薬品(毒物劇物)等の危険物について，定期的，日常的な安全点検を実施 **ポイント４　教職員に対する研修や保護者，ボランティア等との連携強化に向けた組織的活動等を位置付ける。** □教職員の安全に関する校内研修を実施 □学校とスクールサポーター等や地域社会との連絡会議 □学校教育活動の地域への公開・交流活動
改善	**ポイント５　学校危機管理マニュアルに掲載し，毎年，見直す。**

(2) 防犯の取組

留意点	①全国では，不審者による被害が相次いでいる。 ②このため，保護者・地域人材と連携した子どもたちの見守り活動や，不審者侵入防止対策，防犯教育の充実が必要である。
地域ぐるみの学校安全体制の確立	**ポイント１　学校運営協議会「安心みまもり部会」等の活性化を図り，地域ぐるみの安全体制を確立する。** □学校，保護者，地域(防犯団体等)の連携を密接にし，見守りやパトロールに取り組む動き活性化し，「児童を一人にしない」対策を講じる。 □近隣の学校や警察と，不審者情報等を共有するとともに，児童及び保護者への注意喚起を常に行う。 □県警が発信する「安全・安心メール」や，県警Ｗｅｂページを活用する。 □安心みまもり部会と児童との交流会等の開催など，交流機会を増やす。 □山県市教育委員会の指導のもと，近隣の小・中学校が連携し，学校と地域等との連絡会議を開催する。 □PTA地区委員が安全マップを作成し，共有する。 **ポイント２　万一に備え，緊急連絡体制を整備する。** □緊急事態発生時の連絡や支援　要請のために，携帯メール等による情報配信システムを整備する。 □緊急時の学校の登下校対応について保護者，地域に周知する。 **ポイント３　学校，保護者，地域が連携し，通学路の安全点検を実施する。** □毎年，定期的に安全点検を実施し，「安全マップ」を見直す。 □危険箇所については，児童，保護者に情報提供する。 □児童から通学路の状況について，随時報告を受ける。
不審者侵入防止体制の確立	**ポイント４　不審者侵入防止体制を確立するとともに，定期的に安全管理体制を確認する。** □使用しない校門等は施錠する。 □校地内に入るための出入り口を可能な限り限定し，管理可能な状態にする。 □児童が使用する通用門を，登校時以外は閉めておくなどの対応をする。 □校地内外の樹木の伐採等を行い，不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど，校地内の見通しを確保する。 □教職員の定期的な校内巡視や，必要に応じ，校外巡視にも取り組む。 □防犯対策として，夜間や休業日の施錠を徹底する。貴重品の管理にも配意する。 □防犯監視システム（防犯カメラ，センサー，インターホン等）を整備し，不審者侵入抑止体制を強化する。 □休業日においても，児童の安全確保，安全管理に十分に努める。特に，校地及び校舎の出入口を限定するなど，安全管理に配意する。 □防犯器具の設置場所や取扱方法等について，防犯訓練や研修会で確認し，緊急時に対応できるようにする。

	ポイント５　来訪者への対応を明確にする。 □出入り口に，「関係者以外の立入りを禁止します」「用事のある方は職員室へお越しください」などを表示する。 □受付がわかるように案内を表示する。 □受付で受付名簿への記入，来校者証，名札等を配付し，着けるよう依頼する。 **ポイント６　警察への通報体制を確立する。** □不審者を発見した場合は，即座に１１０番通報する。（所轄署への連絡では，パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる） □警察への通報基準を明確にしておく。 ・児童や教職員に危険が感じられる場合 ・威圧行為を繰り返したり，脅迫している場合 ・窃盗行為をしようとしている場合 ・覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合 ・火災発生の原因となる行為をした場合 ・不審者が強引に児童との接触を求めた場合 ・児童に破廉恥行為を強要している場合
防犯教育の充実	**ポイント７　警察や保護者等と連携し，防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。** □すべての児童が，「セーフティファイブ」（一人にならない・ついて行かない・大声を出す・近づかない・話しをする）を身に付ける。 □児童が危険を予測し回避できるよう，防犯に関する危険予測学習（ＫＹＴ）を活用する。 **ポイント８　「安全マップ」の作成を通して，危険予測・回避能力を育てる。** □安全教育の一環として，総合的な学習の時間や特別活動を活用して，地域安全マップづくりに取り組む。 □作成方法は，小グループや保護者と一緒に，直接，現場を見て，地域の方から取材するなどして，危険箇所（入りやすくて，見えにくい場所等）を把握する。 □「暗くてさびしい道」「空き地で危険。人気がない」「大きな車に注意」などの把握した情報は，実際の地図やイラスト（略図）として書き込む。 □「子ども１１０番の家」など，安全を確保できる場所も明示する。 □危険箇所は，地形，時間帯，天候等の多面的な角度から安全点検を実施する。 **ポイント９　防犯指導を充実する。** □できるだけ日没前に帰宅し，日没後は一人で外出しないように指導を徹底する。外出が必要な場合は，可能な限り送迎するよう保護者へ依頼する。 □帰宅が遅くなる児童については，単独行動を避け複数で行動することや，防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。 □保護者にも，児童の通学路や安全について，家庭で十分話し合うよう依頼する。

(3) 生活安全の取組（防犯を除く）

① 転落事故防止

取組	**ポイント１　安全教育を徹底する。** □児童に対し，天窓やフェンスなど，屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ，危険な行動を取らないよう指導を徹底する。 **ポイント２　安全管理を徹底する。** □２階教室ベランダは，児童に使用させない。 □屋上登口は，平時は施錠・閉鎖し，普段は上がれないよう管理を徹底する。 □運動会において，スローガンやモニュメント等を設置する場合には，必ず教職員が行う。 □文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）を毎年読み直す。

② 遊具事故防止

取組	**ポイント１　安全教育を徹底する。** □遊具の危険性と安全な使い方について，機会あるごとに十分な指導に取り組む。 □うんていなどの遊具使用時に，ヘルメットや衣服のフードのひも等で首を締める事故が発生する可能性を指導する。 **ポイント２　安全管理を徹底する。** □定期的，日常的な安全点検を必ず実施する。 □安全点検のポイント ・目視だけでなく，金槌で叩く，揺らす，大人の力で実際に作動させるなど徹底した点検を行う。 ・担当職員に任せるだけでなく，管理職が金槌等を使い実地で点検する。 ・土台や溶接部分の破損，転倒の危険を十分に確認する。 ・教職員間で遊具に関する情報交換（安全面での気付き）を行う。 ・安全点検表を作成し，複数で確認する。 ・遊具の使用規定を作成し，適宜，見直す。 □国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」平成20年8月）を参照して安全確保に努める。

③ プール事故防止

取組	**ポイント１　児童への安全教育を徹底する。** □水泳は危険を伴う運動であるため，睡眠を十分にとる，欠食をしないなど体調管理に努め，十分に準備運動を行うなど，自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。 □周囲の級友の安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。 □人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し，素早く，正確に点呼できる

	ようにする。 □典型的な事故例を知り，個人の能力に応じた水泳を心がける。 ・スタート時に頭部から深く入水し，水底で頭部を打つ。 ・入水や潜水の際，無理な息こらえ等による重大事故（ノーパニック症候群）がある。 ・一定の技能を身に付けている児童にも重大事故がある。 **ポイント２　施設の安全点検と水質管理を徹底する。** □プールの安全管理・衛生管理については，「プールの安全標準指針」（文部科学省平成19年３月）及び「学校環境衛生基準」(平成21年４月施行)を参考として徹底を図り，適切な管理体制を整える。 □プールの排水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度，ボルト等による固定等が十分か，定期的に点検し，不備な箇所は速やかに改善を図る。 □プールの遊離残留塩素濃度は，プール水使用前及び使用中１時間に１回以上測定し，必要事項を帳簿等に記録し，保存しておく。 □プール水等の排水については，事前に必ず水質検査を行い，残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。 □塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は，安全に十分配慮するとともに，学校薬剤師の指導・助言を得る。 **ポイント３　指導時の安全管理を徹底するとともに，緊急時に常に備える。** □指導に当たっては，「水泳指導の手引き（二訂版)」及び「学校における水泳事故防止必携（新訂二版)」を参考とする。 □監視員は，プール全体が監視できるよう十分な人数を配置する。 □プールサイドに不要な器具等を放置せず，安全に留意する。 □非常事態に備え，携帯電話等をプールに持参する。 □ノーパニック症候群に関する共通理解を図り，指導時に留意する。 □全教職員が，心肺蘇生法及びＡＥＤの使用法等を身に付ける。 □緊急対応について明確にしておく。 ・事故発生時には，即座に呼吸及び脈拍を確認し，必要な場合は救急車の要請をするとともに，その場で心肺蘇生を行う。 ・事故現場の目撃者を最小限に抑えるとともに，目撃した児童の心のケアに努める。 **ポイント４　水泳中の事故防止について，保護者に十分な啓発をする。** □夏季休業中等の水泳事故の際，即座に心肺蘇生を実施できるよう保護者と連携して研修会等を実施する。

④ 水難事故防止

取組	**ポイント１　児童への指導事項を徹底する。** □遊泳禁止の湖沼はもちろんのこと,雨後の増水した河川には絶対に近寄らない。特に，河川では，雨が上がっても，２～３日は流れが速くなっているので十分

	に注意する。 □ため池や貯水池等，立ち入り禁止・遊泳禁止箇所では，絶対に，泳いだり，魚釣りをしない。 □河川上流域では，急な増水による水難事故の可能性もある。キャンプや水遊びの際には，気象状況や上流ダムの情報等に注意する。 □河川の危険性については，児童・保護者に十分に指導・啓発する。 ・水面は穏やかでも，水中では流れが速く，流れが複雑である。 ・河床は複雑で滑りやすく，また，急に深くなっている。 ・深さ３０センチ以上（児童の膝の高さ程度）になると，　転倒しやすい。 ・水辺では大人が目を離したすきに事故に遭うことが多い。離れた所で見守っていても，不意に溺れた時は姿を見失いがちであり，水辺では，大人がずっと一緒に行動することが必要である。 □海岸における離岸流（波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで，幅１０メートル前後の局所的にできる強い引き潮）の存在を知り，離岸流の有無等，事前に情報を得て，適切に遊泳する。

⑤ 落雷・突風事故防止

取組	**ポイント１　落雷や突風等の脅威を指導・啓発する。** □近年，部活動中の落雷や積乱雲からの突風によるテントの倒壊により，死者が出るなどの重大事案が全国的に発生している。 □落雷や突風等，自然の怖さを認識し，危険を予測・回避することの大切さについて児童や保護者に指導・啓発する。 **ポイント２　屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し，指導する。** □屋外での授業，運動会等学校行事にあたっては，事前に気象情報を入手する。 □気象情報を入手する際は，強風や落雷等の警報や注意報等に留意し，発表された際は，参加者の安全確保を最優先する。 □活動中止の決定権限をもつ者を，事前に特定しておく。さらに，中止決定までの手順をフローチャートにまとめておく。 □屋外での安全管理体制（本部に危機管理班，指導・監視班，救護班を設置）を明らかにして活動する。 □大気が不安定なため，竜巻・突風・雷雨の発生等，急激な天候の変化が予想される場合は，予め，避難方法等について教職員の共通理解を図り，早期に対応する。 □特に，テント等の設営には十分配慮する。

⑥ 薬品（毒物劇物等）の事故防止

取組	**ポイント１　薬品（毒物劇物等）の安全管理を徹底する。** □薬品の保管・管理については，管理責任者を定め，保管状況・使用量・在庫量など定期的に点検すること。なお，管理責任者を校務分掌に位置づける。 □毒物劇物については，毒物劇物危害防止規定に基づき，学校薬剤師との連携の

もとに保管・管理を行うものとし，保管する量は，必要最小限とする。
□毒物劇物は，受払簿を設けて購入日・使用量・使途・在庫量などを常に明確にしておくこと。なお，液体・粉末状等のものについては，使用量の確認ができるよう，購入時に容器を含む全体の重量を計測し記録しておく。
□毒物劇物を貯蔵，陳列等する場所は，その他の物を貯蔵，陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし，かぎをかける設備等のある堅固な施設とする。
□専用保管庫を床，壁等に固定することや，保管庫の棚から容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の転倒防止措置を状況に応じて講じる。
□ガラス製の保管容器どうしが衝突しないように仕切りを設けるとともに，保管容器が倒れて内容物が流失した場合に備えてトレー等で保管する。
□使用見込みのないものについては廃棄処分を進める。また，毒物劇物以外の不要な理科薬品等についても，今後使用する見込みのないものは，併せて廃棄処分を行う。
□使用する度に教員が薬品の量を計量し帳簿に記入，在庫量と帳簿量を確認する。
□「毒物劇物等の管理状況検査記録票」に基づき，学校薬剤師による点検を必要に応じ実施する。

ポイント２　その他の薬品の安全管理も徹底する。
□一般医薬品，農薬，プール薬品等の管理を適切に行う。

⑦ 熱中症防止

取組	**ポイント１　熱中症による事故防止対策を徹底する。** □授業や学校行事，部活動等の際には，「気象庁 高温注意情報」等の情報を収集し，熱中症による事故防止に留意する。 □暑い季節の運動や作業は涼しい時間帯に行い，運動が長時間にわたる場合には休憩を多くとり，スポーツドリンク等により，こまめに水分や塩分を補給する。 □体が暑さに慣れていないときには短時間で軽めの運動から始め，徐々に慣らす。 □暑い季節には，吸湿性や通気性のよい軽装にするとともに，屋外で直射日光に当たる場合は，帽子を着用する。 □個人差や体調により，暑さへの耐性が違うことを踏まえ，健康観察を行う。 **ポイント２　すべての教職員が応急手当を理解しておく。** □涼しい陽の当たらない場所に寝かせ，衣服をゆるめ，水分や塩分を補給する。 □経過観察中，容態が急変し，死に至るケースもある。注意を怠らない。 □昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん，応答が鈍いなど，少しでも意識が朦朧(もうろう)としている場合は，救急車を要請し，早期に医師の手当てを受ける。 □医師の診断までの間，濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。 □緊急時の対応のために，応急手当の研修や，連絡先（学校医，消防署，教育委員会，家庭等）を明確にするなど，救急体制を確立しておく。

(4) 交通安全の取組

留意点	①毎年，児童の交通死亡事故が発生している。児童の尊い命を守るためにも，警察等と連携し，交通安全教育に取り組むことが重要である。 ②危険予測学習（ＫＹＴ）を活用した取組が必要である。 ③過去，児童が加害者となった事案もあるため，賠償責任等について学ぶ機会が必要である。
取組	**ポイント１　警察等と連携し，交通安全教育の充実を図る。** □交通安全教育の充実により，「自らの命は自ら守る」意識を醸成し，交通ルールを守ることを身に付ける。 □心にゆとりと，時間に余裕をもって行動することを身に付ける。 □警察等と連携し，交通安全教室，自転車教室等に取り組む。 □特に，自転車の安全運転に気を付ける。自転車の安全点検も重要である。 ・携帯電話を操作しながら，傘を差しながら，ヘッドホンステレオ等を聞きながらなどの，「ながら運転」はしない。 ・坂道などでの，スピードの出し過ぎや普段から高速での走行はしない。 ・自転車運転時にはヘルメットを着用する。 ※自転車安全利用五則遵守の徹底 □道路横断時は，横断歩道や自転車横断帯を利用し，飛び出しや斜め横断はしない。 □交差点では，必ず一旦停止し，左右の車両等の走行に気を配る。 □入学時に，新入生及び保護者に対し，交通安全指導の徹底を図る。 **ポイント２　危険予測学習（ＫＹＴ）を活用する。** □学校における交通安全教育は，教職員による説明的な指導から，児童が自らの安全を自ら確保しようとする態度の育成に向け，質的な変換が求められている。 □危険予測学習は，①状況把握，②危険予測，③回避方法の考察，④安全行動の意思決定の４段階で学習する。終わりの会など，短時間での指導も可能である。 **ポイント３　加害者となった際の責任について教える。** □自転車は軽車両の一つであり，場合によっては，交通事故の加害者となることを常に意識する。 □自転車であっても，法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が，相手に怪我をさせた場合は，民事上の損害賠償責任が生じることを児童に教える。 □万一の事態に備え，保護者に対し，個人賠償保険や傷害保険等の利用について啓発する。また，傷害保険（個人賠償保険を含む）への加入を推奨する。

(5) 災害安全の取組

留意点	①学校防災体制の確立に向け，気象情報や緊急地震速報の入手体制，災害発生時の初期行動，避難行動，指示内容等について明らかにする必要がある。 ②地域防災計画に添った学校防災計画（防災マニュアル）を整備し，毎年見直しを行い設置者に提出する。 ③学校安全計画に災害安全教育を位置付け，学校教育活動全体で取り組む。 ④地震への対応について明らかにする。 ⑤風水雪害,土砂災害,火山災害,原子力災害等への対応について明らかにする。
学校防災体制	**ポイント１　学校防災体制を整備する。** □情報収集・連絡体制を確立する。 ・緊急地震速報を活用する。 ・「気象庁防災気象情報」等を活用して，台風，大雨，大雪，土砂災害等の気象情報等を迅速に入手する。 ・児童や保護者に休校・自宅待機等を早急に連絡するため，学校Ｗｅｂページの緊急通信欄や，緊急メール配信システムを構築する。 □災害から身を守るために，「台風接近」や「土砂災害警戒情報」発令時等の学校の対応方針について明確にし学校防災計画を作成するとともに，児童と保護者に周知する。指定避難場所も案内する。 □山県市が示している「土砂災害危険箇所」を活用し，危険箇所を把握するとともに，地域の過去の災害被害を把握し，安全マップの充実を図る。 □災害発生時のパニックを防止するため，専門家や関係機関等とも連携し，災害安全教育や避難訓練等を計画的に実施し，安全に避難できるようにする。 □関係機関（山県市，消防等）と連携した体制を整備し，地域全体の防災力の向上を図る。市で行われる防災訓練にも参加する。 □山県市防災担当部局や地域防災組織（自主防災組織）と連携し，避難所の運営等の協力体制を整備する。
災害安全教育	**ポイント２　災害安全教育に取り組む。** □災害安全教育は，児童が自然災害のメカニズム，地域の自然環境や過去の災害，防災体制の仕組みなどをよく理解し，災害時における危機を認識して，日常的な備えを行うとともに，的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（災害安全リテラシー）を身に付けることを目的としている。 □学校安全計画に基づき，各教科，道徳（道徳教育）及び特別活動，総合的な学習の時間等，学校教育全体を通じて，組織的・計画的に災害安全教育・訓練に取り組む。 □理科や社会科の教科学習，特別活動等を活用した地域人材や専門家による災害安全教室，避難訓練等に取り組む。特に，災害安全に関する様々な課題について，調べ・まとめ・発表する活動を重視する。 □火災・地震等の避難訓練に計画的に取り組む。 □被災後の対応についても，学習の機会をもつ。
地震への	**ポイント３　学校防災計画を整備するとともに，緊急地震速報を活用する。** □平常時からの対策を徹底するとともに，緊急地震速報を活用した防災訓練などにより，震災時の行動について児童・教職員に周知を図る。 □緊急地震速報受信後の最善行動は，「落ちてこない」「倒れてこない」場所への

備え	移動，机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。 □受信後は数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。 **ポイント４　地震に備え，施設・設備の安全管理を徹底する。** □本棚やテレビ等，校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。 □簡易倉庫等，屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。 □施設設備の定期安全点検において，地震対策に関する項目を明記して点検する。 □避難経路となる廊下や階段，出入口等には避難の障害となる物を置かない。 **ポイント５　学校外における地震被災の対応を周知する。** □ブロック塀や自動販売機等，倒壊しやすいものに近付かない。 □ガラス等高所からの落下物に気をつける。 □土砂崩れや土石流等が起こりそうな場所に近付かない。 □川にいたときは，川から離れ高所に避難する。
風水雪害・土砂災害への備え	**ポイント６　日常からの風水雪害・土砂災害への備えが必要である。** □風水雪害・土砂災害の登下校方針や避難体制を明確にし，学校防災計画に掲載する。学校防災計画に避難所も掲載する。 □「山県市土砂災害ハザードマップ」等を活用し，日常から危険箇所を把握し，地域安全マップに掲載し，避難方法等を考えておく。 ・河川，ため池等の氾濫の恐れがある場所 ・崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所 ・道路が浸水しやすい場所 ・暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 など □学校防災計画に基づき，学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。 **ポイント７　台風の接近等，緊急時の対応について，事前に児童・保護者に伝えておく。** □登校前の時点で，災害の恐れがある場合は，地域の状況により登校の可否を決定し，家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。 □状況により，保護者の同伴登下校，教職員の引率などについて考慮する。 □下校させる場合には，気象状況，通学路の状況等を確認し，下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し，危険な状況下での下校はさせない。 □台風等による臨時休業や下校時刻を切り上げる場合は，高富中学校との間で連携する。 **ポイント８　天候回復後は，安全点検が必要である。** □学校施設設備を点検し，安全確認を行い，必要に応じて適切な措置を講じる。 □飲料水について，必ず安全確認を行う。また，学校給食についても，施設設備の衛生管理を徹底する。 □通学路の安全点検を行い，状況によっては通学路の変更を行うなど，適切な措置を講じる。

(6) 児童の防犯教室・訓練，教職員研修

<table>
<tr><td>留意点</td><td>①関係機関や専門家と連携した児童の防犯・交通安全・災害安全教室や避難訓練に取り組む必要がある。
②危機管理や学校安全に関する教職員等の研修に取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td>児童生徒の教室・訓練</td><td>**ポイント１　児童の防犯教室・訓練，交通安全教室，災害安全教室・訓練とともに，安全に関する総合的な取組を推進する必要がある。**
□教室・訓練とともに，児童による安全マップづくり，ＫＹＴを活用した交通安全教育，災害の発生メカニズム，地域の自然環境，過去の災害等の学習について，各教科，道徳及び特別活動，総合的な学習の時間等を通じて行い，児童の危険予測・回避能力を育む。
□専門家と連携して取り組む。
<table>
<tr><td>①</td><td>防犯教室・防犯訓練</td><td>山県警察署</td></tr>
<tr><td>②</td><td>交通安全教室</td><td>山県警察署</td></tr>
<tr><td>③</td><td>防火訓練</td><td>山県消防署</td></tr>
<tr><td>④</td><td>災害安全教室・訓練</td><td>山県市総務課防災係，山県消防署</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>地震，風水雪害，土砂災害
・発生メカニズム
・地域災害事例，被害防止
・ボランティア活動
・心肺蘇生法講習会</td><td>・岐阜大学
・山県市総務課防災係
・日本赤十字社
・山県消防署</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>教職員研修</td><td>**ポイント２　教職員の研修・訓練が必要である。**
□研修や訓練は計画的に行う。打合せ時や職員会議等も活用し，危機対応等の共通理解にも取り組む。
□教職員は，児童とともに，避難訓練に主体的に取り組む。
□毎年度，以下に取り組む。なお，研修は，職員会議等での確認等も含む。
<table>
<tr><td>研修</td><td>○学校安全計画について
○学校防災計画について
○学校危機管理マニュアルについて
○重大事案発生時の危機対応について
（初動・初期対応，保護者との連携，心のケア，報道対応等）
○休日・夜間等における危機管理体制について
○不審者対応の実技研修について
○学校運営協議会安心みまもり部会との連携について
○危険予測学習（ＫＹＴ）について
○災害発生時の対応について
○救急救命法について
○学校安全の広報・啓発（Ｗｅｂページ等）について
○賠償責任や傷害保険の理解についてなど</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２ 緊急事態発生時の対応

(1) 緊急時の基本的対応と校内組織等

<table>
<tr><td>留意点</td><td>①危機に即応できるよう，事故発生時の初動対応について明確にする。
②緊急事案に即応する校内組織（危機管理委員会等）を整え，役割分担を明らかにする。
③緊急時の連絡体制（保護者，関係機関，教育委員会）を明確にする。</td></tr>
<tr><td>事案発生時基本的対応</td><td>

ポイント１　事案発生時の基本的対応について共通理解する。

□児童を守るためには，事案発生直後の初動対応が何より重要であり，管理職を中心として迅速・的確な意思決定が求められる。

□以下に，初動対応のポイントについてまとめる。

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">取組内容</th></tr>
<tr><td>管理職への報告と最新情報入手</td><td colspan="2">□５Ｗ１Ｈに基づきメモを取り，校長(管理職)へ情報を集約。
□校長(管理職)は，現場を確認し，必要に応じ現場を保存。
□校外での事案は，生徒指導主事等を派遣し，現場での情報確認や目撃児童の有無等を確認。地元警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。
□時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。</td></tr>
<tr><td>緊急支援要請等</td><td colspan="2">□重大事案発生時は，市教委，警察，消防等へ支援を要請。
□傷病者がいる場合は，生命の安全を最優先し，できる限りの応急措置，救急救命措置を施すとともに，救急車出動を要請。</td></tr>
<tr><td>緊急招集</td><td colspan="2">□校長(管理職)は，教職員を緊急招集し，以下を指示する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">緊急会議役割分担</td><td>Ａ役割分担</td><td>□教職員への連絡と，役割分担の指示。
守秘義務の遵守を確認。</td></tr>
<tr><td>Ｂ児童への連絡</td><td>□緊急避難を要する事案は，全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により，確実に行う。</td></tr>
<tr><td>Ｃ保護者への連絡</td><td>□関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は，未確認情報であると断った上で伝える。
□事案に応じ，全保護者に電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。</td></tr>
<tr><td>Ｄ教育委員会報告</td><td>□簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず，電話連絡を）。</td></tr>
<tr><td>Ｅ関係機関等と連携</td><td>□ＰＴＡ役員にも説明及び協力依頼。
□警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。</td></tr>
<tr><td>Ｆ報道対応窓口決定</td><td>□報道対応窓口を管理職等に一本化。また，管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。
□重大事案は，早期に記者会見の開催を決定し，報道へ連絡。</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

緊急時の校内組織

ポイント２　緊急時の校内対応組織（危機管理委・防災委等）を確立する。

□事案発生時は，全教職員が協力し，組織的に危機対応に当たる。

□危機対応には，危機管理を担当する組織(危機管理委員会＝対策本部)と心のケア(心のケア班)を担当する組織が必要である。

□以下に組織と役割を例示する。

	班			役割分担	担　当
危機管理委員会	危機管理責任者			全体指揮	校長
	危機管理推進員	①	学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭，生徒指導主事
				情報管理担当	教務主任
				庶務担当	事務主任
		②	報道対応班	報道担当	校長，教頭，教務主任，生徒指導主事等
		③	保護者班	保護者担当 個別担当(遺族等)	担任 担任等を指名
ケア	① ②		学年班 ケア班	学年担当 ケア担当	教務主任，担任 養護教諭，スクールカウンセラー

危機管理責任者	・事案の全体把握と対応決定 ・警察，教育委員会との連携 ・被害者・被災者への対応（事案により謝罪） ・保護者対応，報道対応 など
学校安全班 (危機管理班)	・最新情報の把握 ・学校内外の安全状況の把握 ・保護者，関係機関，報道等への連絡・通知等報告準備 ・記録(時系列)の整理 ・食事等補給 など
報道対応班 保護者班	・報道対応準備 ・該当保護者への状況説明・支援等 ・全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・緊急保護者会や通知文の準備 など
学年班	・被害児童への付添・見舞い ・学年児童の状況把握と不安軽減 など
ケア班	・応急手当 ・学校医・医療機関等との連絡連携 ・ハイリスク児童の把握（ケア会議開催） ・専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

ポイント３　迅速・確実な連絡体制を築く。

□教職員・関係機関等の連絡先一覧を職員室等に掲示しておく。

□校内及び関係機関等への連絡系統をフローチャート等にまとめておく

□特に，第１報は「巧遅より拙速」を優先する。

□避難訓練等で，連絡体制についても確認する。

ポイント４　連絡すべき事項の文例等（関係機関等への緊急通報，支援の要請，校内放送など）を明示する。

□警察への緊急連絡は，局番なしの１１０番をダイヤル（携帯も同じ。県警本部通信司令室に直接繋がる。）

※通報文例

①落ち着いて，「梅原小学校です。今，不審な男（女）が校内に侵入して暴れています。子どもが怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
②その後は，質問に応える形で，通報者氏名，学校住所，電話番号などを正確に知らせる。

□消防への緊急連絡は，局番なしの１１９番をダイヤル。１１０番通報した場合は救急車が連動して手配されるが，重複しても良い。

※通報文例

①必ず相手が，「もしもし，火事ですか，事故ですか」と聞くので，はっきりと「火事（事故）です。消防車（救急車）をお願いします」と伝える。
②その後，質問に応える形で，住所番地，通報者氏名，傷病者の性別と年齢，意識や状態などを落ち着いて応える。

□市教委への緊急連絡は，学校名と発生事案名，関係者名を第一に伝える。その後，以下の優先順位で，簡潔に概要を報告する。

「ＷＨＡＴ　何が起きた」
「ＷＨＯ　関係者は」
「ＷＨＥＮ　いつ」
「ＷＨＥＲＥ　どこで」
「ＷＨＹ　なぜ」（発生直後は，原因等は分からないことが多い）
「ＨＯＷ　どのように，どうした，現状は，学校の対応は」

ポイント５　関係保護者へ迅速に連絡する。

□事案発生の第一報入手直後に，５Ｗ１Ｈに留意しながら関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は，未確認情報であると断った上で伝える。
□関係保護者には，電話連絡だけではなく直接会い，事案に応じて謝罪，最新情報を交換するなど，緊密に連携する。
□加害児童がいる場合，早期に家庭と連携し，適切な対応を支援する。
□校内に，加害者・被害者の当事者がいれば，双方の保護者と連携し，事案解決に向け支援する。

(2) 避難・登下校対応，保護者との連携

★避難・登下校対応

留意点	①緊急事態発生時の避難について，指示の仕方や誘導方法，避難経路，避難場所等について明確にする。 ②緊急時の児童の登下校方法について明確にする。
取組	**ポイント１　避難誘導の方法や経路等を明確にする。** □児童を発生源から遠ざけ，安全な場所へ誘導し，生命の安全を確保する。 □児童が悲惨な状況を見ないように配慮する。 □校内放送等の指示により，定められた場所へ，迅速かつ安全に避難する。 □避難経路は，災害時に本当に安全か，十分に確認しておく。 □名簿により，確実な人員把握をする。 □避難場所で，児童の不安の軽減を図る。 □想定される災害ごとに，児童への指示事項を明確にする。 **ポイント２　緊急時の児童の登下校対応について明確にする。** □緊急事態発生時は，児童の登下校について，特に留意する必要がある。このため，マニュアルに基本的な対応を示し，保護者へも情報提供しておく。 □災害時は，保護者またはそれに代わる人へ児童を直接引き渡す。引き渡し証等で記録を残す。

★保護者との連携

留意点	①緊急事態発生時においても，保護者と連携して課題解決に当たる必要がある。 ②緊急事態発生後は，保護者の不安を取り除くとともに，ＰＴＡ会長等に協力を仰ぎ，家庭への連絡や緊急保護者会の開催などに取り組む。
取組	**ポイント１　緊急事態発生時においても，保護者と十分な連携を図る。** □個人情報等に配慮しながら，正確な情報を提供し，学校等の今後の対応を説明し，保護者の不安を軽減する。 □事後対応への協力を仰ぐとともに，個別相談等に積極的に応じる。 **ポイント２　重大事案は，緊急保護者会等により，保護者へ説明する必要がある。** □重大事案発生時は，早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は，ＰＴＡ会長等の協力の下に実施する。 □緊急保護者会では，事案の概要，児童の様子，学校の思い，家庭での児童への配慮事項，相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。

(3) 緊急事態発生時の危機管理

① 不審者侵入時の対応

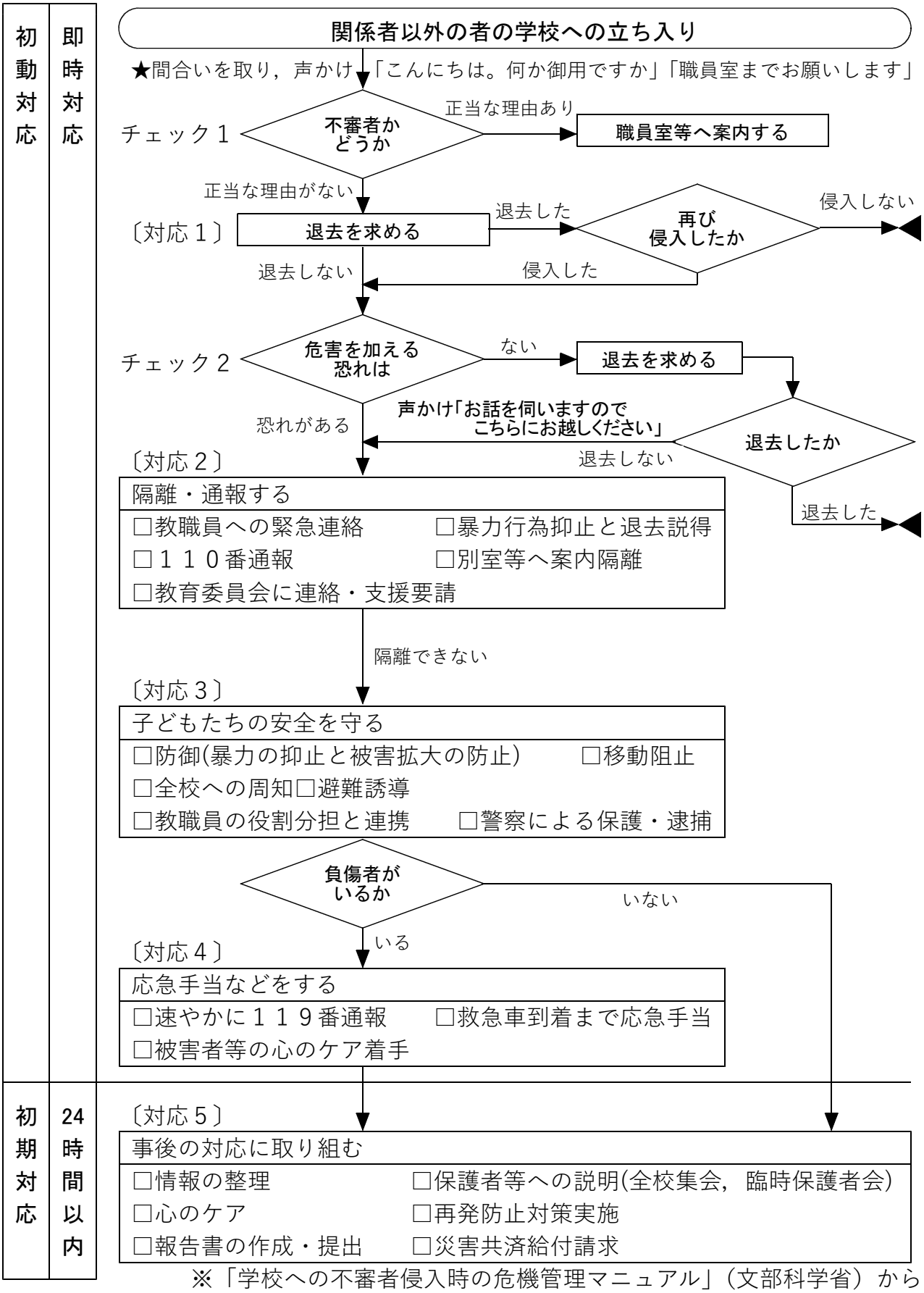

※「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（文部科学省）から

② 不審者事案登下校時の対応

初動対応　**即時対応**

不審者情報・事件の学校への第一報

チェック１　**緊急対応が必要か**

- 必要なし → **状況によって，警察教育委員会に通報**
- 必要 ↓

〔対応１〕

被害者等の安全確保	
学校の取組	地域における取組
・未通報の場合は１１０番通報 ・近くのボランティア等への支援要請 ・現場に急行し，情報収集と整理 ・教育委員会への第一報と支援要請 【負傷者がいる場合】 ・未通報の場合は１１９番通報 ・負傷者の保護者への連絡	・110番通報（発見者等） ・学校への情報提供 ・学校の緊急対応の支援 【負傷者がいる場合】 ・未通報の場合は119番通報 ・救急車到着までの応急手当の実施

不審者が確保されているか

- いる → 〔対応３〕へ
- いない ↓

〔対応２〕

登下校の安全確保	
学校の取組	地域や関係機関における取組
・安全確保までの児童の保護と保護者への引き渡しや集団登下校 ・地域住民，保護者，ボランティア，警察，教育委員会等への支援要請 【必要に応じて】 ・教職員等による緊急防犯パトロール	・緊急防犯パトロール ・保護者同伴による集団登下校 ・学校の緊急対応の緊急対応の支援

初期対応　**24時間以内**

〔対応３〕

事後の対応や措置（登下校時の安全対策強化）	
学校の取組	地域や関係機関における取組
・情報の整理と提供 ・保護者等への説明 ・心のケア ・再発防止対策実施 ・報告書の作成 ・災害共済給付請求　など	・緊急防犯パトロールの強化 ・保護者等による安全点検の実施 ・通学路の防犯施設，設備等の整備 ・不審者情報等の情報ﾈｯﾄﾜｰｸの整備 ・学校の事後対応の支援　　など

③ 事故発生時（転落・遊具・プール事故等）の対応

初動対応　**即時対応**

1　事故報告第一報の受理

2　教職員の緊急招集

3　第一報の情報共有 及び 校長（責任者）の指示事項

(1) 第一報の情報共有（必要に応じて緊急職員会議）
(2) 情報収集→ 情報管理者〔教頭等を指名〕への報告を徹底
　①警察，消防からの情報収集
　　（５Ｗ１Ｈ，搬送先，他の被害者の有無等）〔学年〕
　②事故現場へ複数教員派遣
　　（携帯所持，状況･目撃児童の確認等）〔生徒指導主事等〕
(3) 連絡
　①被災児童の保護者への連絡〔担任等〕
　②所管教委への第一報
　　（電話・FAXで要点のみ，必要に応じ協力を要請）
(4) 報道窓口の一本化〔教頭・事務主任〕
(5) 記録開始〔教務主任等〕

4－1　校長

(1) 搬送先病院へ急行
　①管理下の場合は謝罪
　②保護者への付き添い
　③病院関係者等から情報収集
　④学校への連絡

4－2　教頭等

(1) 教職員への指示事項
　①情報集約（情報一元化）
　②所管教委への第二報など連絡
　③ハイリスク児童把握を指示
　　（目撃児童・友人等）

初期対応　**24時間以内**

(2) 児童死亡の際
　①遺体が自宅に戻るまで付き添う（長期対応も視野に，途中で教頭との交替も可）
　②遺族の兄弟姉妹がある場合には，教職員へ配慮を指示
　③献花の指示
　　※ ②③は教頭も指示

5　危機対応組織編成

・緊急職員会議
・教委への協力要請

6　保護者対応

7　児童への説明

8　ケア態勢

・目撃児童・友人の把握とケア要請
・目撃児童・友人の保護者へのケア要請

ＳＣによる緊急支援
学校→ 教育委員会
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ事業で対応）

④ 交通重大事故への対応

初動対応　**即時対応**

1　事故報告第一報の受理

2　教職員の緊急招集

3　第一報の情報共有 及び 校長（責任者）の指示事項

(1) 第一報の情報共有（必要に応じて緊急職員会議）
(2) 情報収集→ 情報管理者〔教頭等を指名〕への報告を徹底
　①警察，消防からの情報収集
　　（５Ｗ１Ｈ，搬送先，他の被害者の有無等）〔学年〕
　②事故現場へ複数教員派遣
　　（携帯所持，状況･目撃児童の確認等）〔生徒指導主事等〕
(3) 連絡
　①被災児童の保護者への連絡〔担任等〕
　②所管教委への第一報
　　（電話・FAXで要点のみ，必要に応じ協力を要請）
(4) 報道窓口の一本化〔教頭・事務主任〕
(5) 記録開始〔教務主任等〕

４－１　校長

(1) 搬送先病院へ急行
　①管理下の場合は謝罪
　②保護者への付き添い
　③病院関係者等から情報収集
　④学校への連絡

４－２　教頭等

(1) 教職員への指示事項
　①情報集約（情報一元化）
　②所管教委への第二報など連絡
　③ハイリスク児童把握を指示
　　（目撃児童・友人等）

初期対応　**24時間以内**

(2) 児童死亡の際
　①遺体が自宅に戻るまで付き添う（長期対応も視野に，途中で教頭との交替も可）
　②遺族の兄弟姉妹がある場合には，教職員へ配慮を指示
　③献花の指示
　　※ ②③は教頭も指示

ＳＣによる緊急支援
学校→ 教育委員会
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ事業で対応）

登校中	下校時・放課後
5 危機対応組織編成 ・緊急職員会議 ・教委へ協力要請	5 危機対応組織編成 ・教職員緊急招集 ・教委へ協力要請
6　遺族対応	6　遺族対応
7　児童への説明	7　児童への説明
8　ケア体制 ・目撃児童の把握とｹｱ	8　ケア体制 ・目撃児童の把握とｹｱ
9　平常授業へ	9　翌日へ

⑤ 火災発生時の対応

初動対応	即時対応	火災発生		
		通報 初期消火	発見者 近隣者	□緊急連絡（火災報知器等） □初期消火，防火扉・シャッターの閉鎖等 □消防への通報（119番通報）
		避難誘導 安全確保 全教職員	□児童・教職員の 避難誘導，安全確保 □安全確認（点呼等） □児童の不安軽減 等に配慮	
		統　括 管理職	□全体指揮 （必ず，現場確認） □情報の一元化 □記録開始	
		救 出 救 護	養護教諭 担任 授業者	□救出活動 □応急手当（心肺蘇生法，ＡＥＤ等） □警察・教育委員会への支援要請 □緊急車両誘導 □医療機関への連絡・搬送
		消火補助	事務主任 生徒指導主事等 生徒会担当	□危険箇所への立入り禁止措置 □緊急車両の誘導 □消火活動への協力
		搬 出	事務主任 教務主任等	□搬出活動（重要書類） □搬出品管理
初期対応	24時間以内	危機管理 委員会 設置場所 校長室	校長 (危機管理責任者) 教頭 事務主任 教務主任 生徒指導主事 養護教諭	□全体指揮，情報集約・一元化 □警察・消防との連携 □教職員の情報共有 □教育委員会への報告 □保護者対応 ・ＰＴＡ役員への連絡，協力要請 ・緊急連絡，通知文，保護者会，謝罪等 □報道対応 ・取材対応等 □再発防止対策検討
		心のｹｱ班 設置場所 保健室	養護教諭 担任	□状況によりｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ派遣を要請 □ハイリスクな児童の検討 □ハイリスクな児童の保護者への連絡 □ケア計画の策定 □専門家と連携した教育相談･カウンセリング等

⑥ 地震発生時の対応

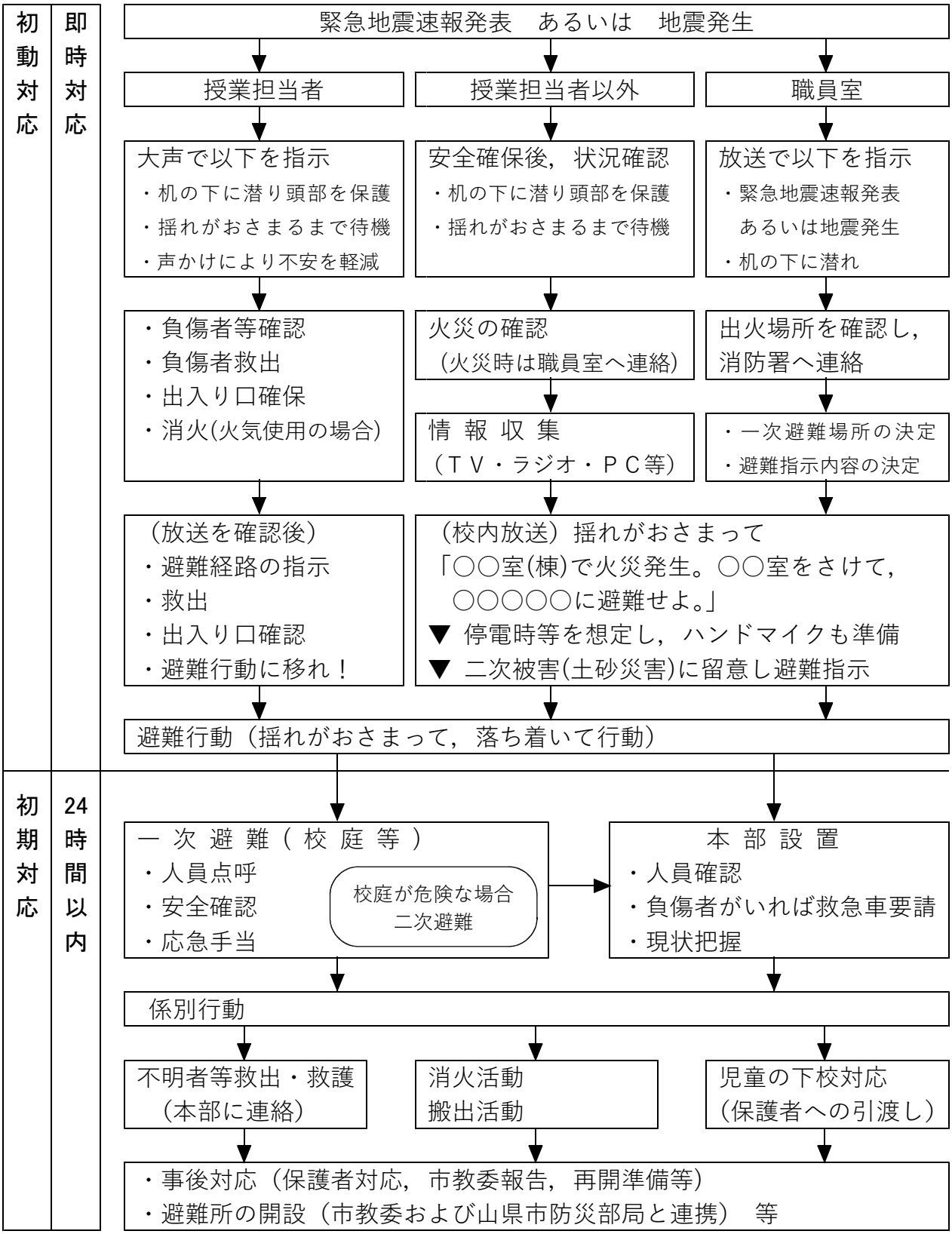

※一次避難場所としては校庭を想定。周囲の被災状況や火災の発生等，災害を考慮し，耐震工事がなされている校舎への避難，指定緊急避難場所（保健福祉ふれあいセンター）への避難等，状況に応じて児童を安全な場所へ誘導する。

⑦ 台風等暴風発生時の対応

在宅時　前日周知・メールによる緊急通報やＷｅｂ活用

1　最新気象情報の確認（気象庁Ｗｅｂページ等を活用）

2　管理職等の緊急協議

3　校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■　基本的な対応

警報等	授業	対 応
・すべての気象警報	中止	①午前６：30の時点で気象警報が発表されており，午前10：00まで気象警報が継続して発表されている場合は，臨時休業とする。 ②午前６：30以後に気象警報が発表されることが予想される場合は，臨時休業とする。
	実施	①午前６：30までに解除された場合。 ②午前６：30の時点で気象警報が発表されており，午前10：00までに解除された場合。 ・教職員が安全確認の後，授業実施を連絡し，教職員･見守り隊等で安全を確保する。
・すべての注意報	実施	①各家庭が安全に登校できることを確認し，登校する。 ②通学路の状況等により，安全な登校が心配な場合，学校に連絡し，自宅待機後，状況を見て登校する。

・台風の際は，前日に臨時休業の措置を決定する場合があることを保護者に周知する。

在校時　即時対応

3　校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■　気象警報の基づき，今後の見通しを踏まえ，対応を決定する。

警報等	授業	対 応
・すべての気象警報	中止	①担当者は，気象情報や交通状況を定期的に確認する。 ②教職員が安全を確認し集団下校する。 ③安全な下校が困難と判断される場合，学校で待　機させる。天候により，保護者に連絡し，迎　えを依頼する。 ④必要に応じ，担任等が帰宅確認をする。
・すべての注意報	平常	①原則は，平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報，地域の実情に応じて注意報段階での下校も検討する。

・保護者への引き渡しについては，連絡方法や保護者への引き渡し方法を周知しておく。

⑧ 風水雪害・土砂災害発生時の対応

在宅時	メールによる緊急通報やWeb活用	1 最新気象情報の確認（気象庁Ｗｅｂページ等を活用）
		2 管理職等の緊急協議
		3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■ 基本的な対応

警報等	授業	対 応
	中止	①午前６：30の時点で土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されており，児童の登校に危険が想定される場合は，臨時休業または自宅待機とし，緊急連絡する。 ②前日に想定できる場合は，前日に連絡する。
	実施	①午前10：00以降に授業が開始できる状況であれば，教職員が安全確認の後，授業実施を連絡する。

・児童への連絡方法，登校時の安全確保等については，台風等暴風発生時の対応に準ずる。

在校時	即時対応	3 校長（責任者）の指示事項 及び 対応の情報共有

■ 気象警報の基づき，対応を決定する。

警報等	授業	対 応
・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報	中止	①災害発生の危険性が高まっている際は，担当者は，気象情報を定期的に確認する。 ②土砂災害警戒情報，記録的短時間大雨情報，が発表され，児童の下校に危険が想定される場合は，必ず学校待機とする。状況により，安全な階に避難する。 ③ただし，市防災部局から避難指示等があった際は，指定された避難所に避難する。避難所は事前に周知する。 ④天候回復後，教職員が通学路等の安全を確認し下校する。
・すべての注意報	平常	①原則は，平常授業とする。 ②これまでの降雨量や今後の気象予報，地域の実情に応じて注意報段階での下校も検討する。

・保護者への引き渡しや担任等による帰宅確認については，台風等暴風発生時の対応に準ずる。

⑨ 原子力災害発生時の対応

山県市は，日本原子力発電株式会社敦賀発電所，関西電力株式会社美浜発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅにおいて，原子力災害が発生し，若しくは発生するおそれがある場合の，「原子力災害対策を強化する地域」に規定されており，実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示されている。

初動対応　即時対応

屋内待避の指示（国･県･市町村）

↓

学校原子力災害対策本部設置（本部長：校長）
- 人員確認
- 現状把握
- 危機管理マニュアル

↓

校 内 放 送
- 屋外や自分の教室以外にいる児童を，速やかに屋内の自分の教室に退避させる。
- 屋外にいた場合は，手や顔を洗う。

↓

連絡　**報告**

教 室
- 人員点呼，安全確認
- 教室などの全ての窓やカーテンを閉め，換気扇等を止める。
- 健康観察（体調や気持ちの変化に配慮する）
- 災害状況等を説明する。

↓ **下校対応**

家庭（保護者）
- 児童等の引き渡し対応
  （保護者と連絡が取れない場合は，学校待機）
- 保護者への災害状況等報告

↓ **避難の場合，移動**

避 難 所
- 人員確認
- 健康観察
- 避難場所の保護者への連絡

初期対応　24時間以内

□事後対応
- 児童対応，保護者対応
- 教育委員会報告〔施設等の破損状況，臨時休校等〕，再開準備等

□避難所の開設等への協力
- 自治体防災部局，教育委員会と連携等

□心のケア
- 校内職員による支援
- 学校医，スクールカウンセラー等との連携による支援
- 校外専門機関との連携による支援

⑩ 落雷被害防止の対応

事前対応

安全配慮義務
学校関係者は，児童が屋外で活動中，落雷の予兆があった場合は，速やかに活動を中止し，危険性がなくなると判断されるまで，安全な場所に避難し，児童の安全確保を最優先事項として行動する。

対応ガイドライン
○関係者は，児童の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ○当日の活動は，余裕をもったスケジュールを組む。 ○活動の中止決定の手順，避難場所，避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ○前日に，当日の気象予報（天気予報，気象警報・注意報，気圧配置，前線の有無，竜巻情報等）を確認し，対応の想定を行う。

当日対応

対応ガイドライン
①朝，気象予報を確認するとともに，落雷・突風等が想定される場合は，定期的に気象情報を入手し，関係者に情報を提供する。 ②絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず，雷鳴が聞こえたり，雷雲が近づく様子があったりする場合は，直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も，落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ③避難は，近くの建物，自動車，バスの中など，安全な空間に入る。周囲に建物などがない場合は，足を閉じてしゃがみ，身を低くする。 ④雷雲が遠ざかって，２０分以上が経過してから屋外に出る。
□自動車，バス，列車，鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際，建物や車両の壁，電気製品の近くから離れる。テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。周囲に建物などがない場合は，足を閉じてしゃがみ，身を低くする。高い木には落雷しやすいので，４ｍ以内には近づかないこと。人間は，木よりも電気が通りやすいので，木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

対応組織例（校外活動の場合）

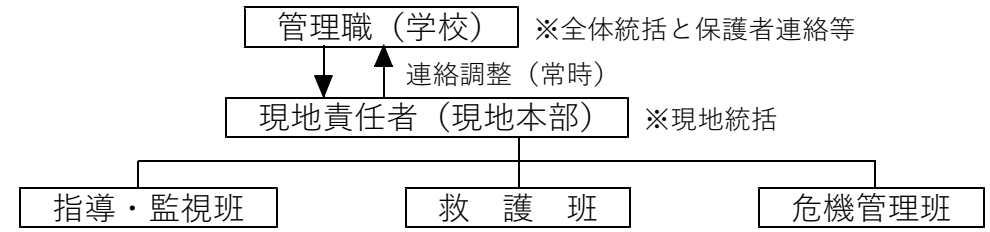

指導・監視班	救　護　班	危機管理班
▼参加者の把握	▼事前指導	▼活動記録
▼活動の指導，監視	▼医療機関との連携体制	▼天候等情報収集
▼安全確保，避難指示	▼傷病者の救護	▼緊急対応協議・連絡
▼被災時の初動救助	▼被災者への応急手当	▼消防・警察への緊急通報
▼二次被災の防止		▼医療機関への通報

(4) 救急救命体制

留意点	①緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため，医療機関の連絡先，事案発生時の救急車要請基準や，医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。 ②障害のある児童や生活管理を必要とする児童への配慮が必要である。 ③教職員が一次救命処置を理解し，対応できるようにすることが望まれる。
救急救命の手順等	**ポイント１　救急時の対応を理解する。** □既往症等により生活管理の必要な児童を把握し，保護者，主治医と連携し，緊急時の対応方法を確認する。 □傷病者の生命を第一に考え，救急車の要請の手順を明確にする。 □意識がない場合, 出血がある場合など症状に応じた応急手当の研修を実施する。 □心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びＡＥＤ（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが必要である。 **ポイント２　救急対応の手順は，以下である。** ①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認 ・出血・意識・呼吸・脈拍・傷・骨折・その他の症状等 ③心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに） ④ＡＥＤの手配など，協力要請や指示 ⑤必要と判断したら，速やかに１１９番通報（救急車要請） ⑥管理職，養護教諭と保護者へ連絡し，協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員が２人同伴する。携帯及び充電器所持のこと ⑧担当者を決め，詳細な記録を取る **ポイント３　緊急時に備え，以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。** ・意識喪失を伴うもの ・ショック症状（蒼白，脱力感，脈異常，冷汗，あくび等） ・痙攣が持続するもの ・多量の出血を伴うもの ・骨の変化が見られるもの ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・広範囲の火傷など
児障童害へののあ支る援	**ポイント４　障害のある児童や生活管理の必要な児童のプライバシーの保護と，支援体制の整備が必要である。** □保護者，医師等との密接な連携を図り，共通理解を図り，プライバシーの保護に取り組む。 □緊急時に備え，医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 □あらかじめ救急対応について，医師から指示を受けておく。

一次救命処置の理解

ポイント５　教職員は，心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びＡＥＤ（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが望まれる。（毎年７月，救急救命講習を保護者と共に受講する。）

■一時救命処置の手順

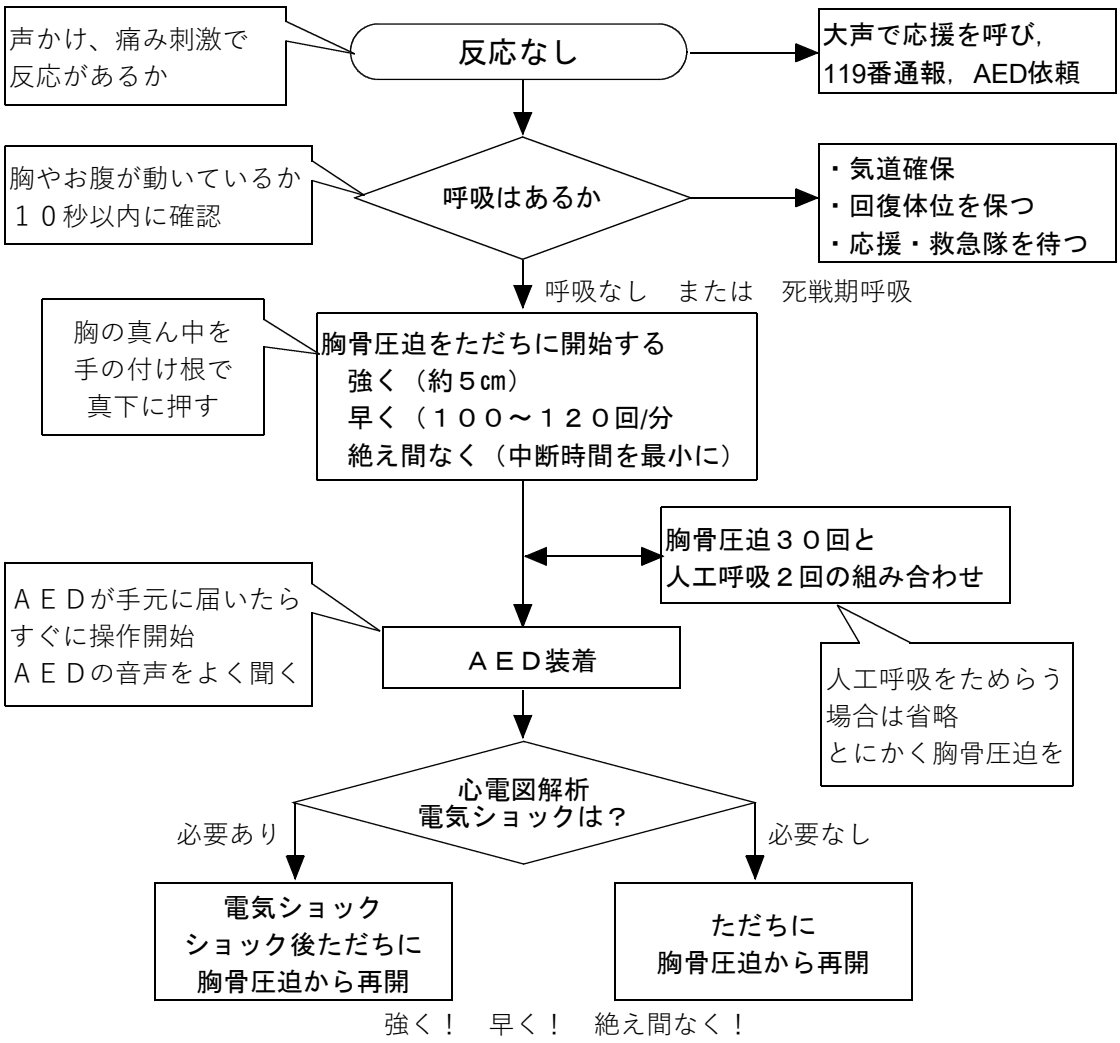

※胸骨圧迫を中断してもよい場合

①救急隊に引き継いだ

②傷病者に普段通りの呼吸や，目的のある仕草が認められた

① 救急連絡体制

（１）救急車の要請

・山県消防署 22-0119（または119）
・山県警察署 22-0110（または110）

救急車要請基準

・心停止，呼吸停止の状態
・意識障害がある状態
・ショック症状 （蒼白・脱力感・脈異常・冷汗・あくび等）
・けいれんが持続する状態
・激痛が持続する状態
・多量の出血や骨の変形を伴う状態
・大きな開放創をもつ状態
・広範囲に火傷を受けた状態 等

救急車への通報事項

①学校住所　山県市梅原１４５３
　　梅原小学校正門に
②だれが　　氏名○○○○
　　男子○歳（○年生）
③どこで　　体育館で
④どこを　　頭を強く打って
⑤どうした　意識がない
⑥通報者名　自身の名前を

（２）養護教諭不在時の対応

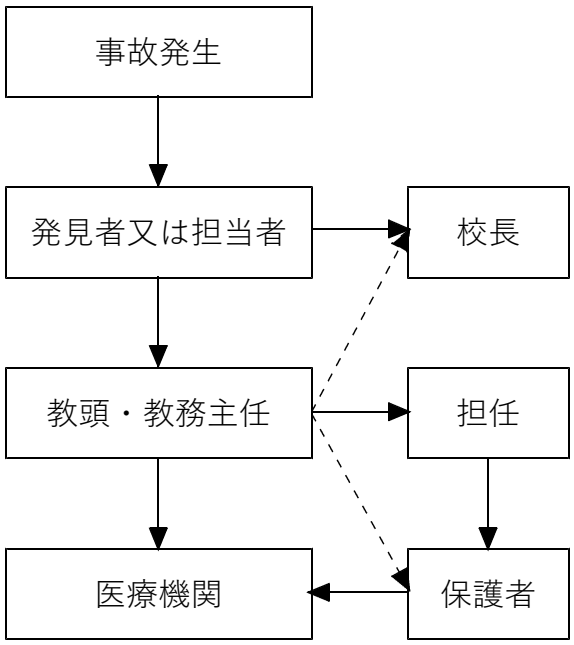

■後刻，養護教諭に連絡

※タクシー連絡先

（３）医療機関 ★ 本校学校医

診療科目	病院名	電話番号	診療時間	休診
内科	あらいｸﾘﾆｯｸ	23-1188	8:30～11:40 16:30～18:40	木,日,祝
歯科	辰野歯科医院	27-3777	9:00～12:30 14:30～19:00	金,日,祝
耳鼻咽喉科	藤垣ｸﾘﾆｯｸ	058-237-6100	9:20～12:00 15:20～18:30	日,祝
眼科	たかとみ眼科	22-0123	9:00～12:00 15:30～18:30	日,祝
脳神経外科	宇野ｸﾘﾆｯｸ	27-2100	9:00～12:00 16:00～19:00	日,祝
整形外科	てらしま整形	27-0287	9:00～12:00 16:00～19:00	日,祝
総合病院	岐北厚生病院	22-1811	8:30～11:30	土,日,祝
休日・夜間	岐北厚生病院	22-1811	8:30～11:30	土,日,祝
薬剤師	ペンギン薬局	23-0323	8:30～19:30	

② 救急時記録表

■救急時記録表

記録者［　　］

傷　病　者	年　氏名		性別	男・女
発　生　日　時	年　月　日　曜日 時　分　頃	発生場所		
事故発生状況	何をしていて			
	どうなったか			
救急車手配時刻	時　分	救急車到着時刻	時　分	
救急車同乗者氏名		家庭連絡時刻	時　分	

※事故発生直後のチェック項目

意　識	はっきり　・　ぼんやり　・　意識なし		
ｼｮｯｸ症状	なし・あり：　顔面蒼白・冷や汗・あくび・その他（　　）		
出　血	なし・あり：　大量・少量・部位（　　）		
呼　吸	回/分	正常　・　異常　・　頻呼吸　・　除呼吸　・　いびき その他（　　）	
脈	回/分	整　・　不整　・　頻脈　・　徐脈　・　微脈 その他（　　）	
体　温	℃	血　圧	/　mmHg
顔　色	正常・異常・潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他（　　）		
瞳　孔	正常　・　異常　・　瞳孔拡大(約4mm以上)　・　瞳孔縮小(約2mm以下) 左右不同　・　その他（　　）		
その他	斜視　・　眼球振とう　・　その他（　　）		
けいれん	なし　・　あり：部位（全身・手足）・継続時間（　　程度）		
	舌をかんで出血　・　あわをふいている　・　その他（　　）		
疼　痛	なし　・　あり：部位（　　）・程度（　　）		
外　傷	なし　・　あり：部位（　　）・程度（　　）		
手　足	麻痺　・　しびれ　・　骨折：部位（　　）・変形（有・無） 冷感　・　その他（　　）		
その他	嘔吐　・　失禁（便・尿）　・　不穏　・　その他（　　）		

自覚症状	吐き気　・　視力低下　・　複視(物が二重に見える)　・　その他（　　）

処　置	気道確保　・　人工呼吸　・　胸骨圧迫　・　ＡＥＤ　・　止血 異物除去　・　保温　・　冷却　・　衣服をゆるめる　・　手足マッサージ その他（　　）

(5) 報道機関への対応

① 基本的な対応方針

留意点	①学校が主体的に，誠意をもって対応するとともに，児童の人権尊重という視点に留意しながら，正確な情報を積極的に公開する。 ②報道対応班を立ち上げる。報道対応窓口は一本化する。 ③正確な受け答えをするために，説明資料・想定問答等を準備するとともに，公務員の守秘義務に留意する。 ④背景や原因にかかわることは慎重に対応する。 （たとえば，早い段階で「いじめはなかった」と断定しない） ⑤多数の取材が予想される場合には，事案の状況把握を勘案しながら，記者会見の設定をできるだけ早く行う。
対応のポイント	**ポイント１　報道機関の背後には，多くの県民・国民の目や耳があることを認識し，感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく，学校が主体的に，誠意をもって迅速に取材対応する。** ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め，そこを出発点として，今後の指導や教育活動の改善に生かし，信頼回復に努める。 **ポイント２　個人のプライバシーや人権に配慮するとともに，公務員の守秘義務にも留意しながら，正確な情報を積極的に公開する。** ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。その際，事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については，児童の人権尊重の立場で判断する。 ・明らかな事実のみを答え，憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からない」と答える。 ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。 ・守りの姿勢，隠そうとする意識が目立つと，「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり，子ども・保護者の信頼を失い，その後の対応・指導に支障をきたす。 ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは，その理由を丁寧に説明し，理解を求める。 **ポイント３　電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。** ・管理職等の担当教職員を選んで対応窓口を一本化し，全教職員に周知徹底する。 ・報道対応班を立ち上げ，想定問答等の作成を行うとともに，事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に，公表によって重大な影響を受ける関係者には，事前に説明し，了解を得ることが望ましい。 ・必ず，社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。
配慮事項	□ 正確な受け答えをするために，メモ・資料・想定問答等を準備する。 □ 人的支援等，教育委員会と連携して対応する。 □ 校内での取材条件（制限事項）を決め，報道関係者に伝える。 □ 人的支援等，教育委員会と連携して対応する。 □ 校内での取材条件（制限事項）を決め，報道関係者に伝える。 ・取材時間・場所，校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定，児童への直接取材の自粛を依頼するなど，教育活動に支障をきたさないよう配慮する。 ・制限する場合は，その理由を丁寧に説明し，理解を求める。 □ 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。

② 緊急記者会見の開催

留意点	①正確な情報を公平に，積極的に公開することで，噂や間違った情報を払拭し，二次被害を防止する。 ②記者会見を設定することで，報道対応を集約することが可能となり，時間的により正確な情報発信も可能となる。
開催手順	1 日時・場所等の決定 □ 教育委員会へ連絡・相談し，決定する □ 開催時間・場所 ・児童への影響，学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。 ・児童が校内にいる時間帯は校外で開催するのが望ましい。 ・可能であれば，報道の締め切り時間を配慮して決定する。 ＜午前の場合＞９：30までに開催→ 昼のニュース・夕刊で報道可能 ＜午後の場合＞15：30までに開催→ 夜のニュース・朝刊で報道可能 ・適切な場所，レイアウト（テレビカメラのスペース等を含む）を考える。 2 報道機関への連絡 □ 管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・ＦＡＸ等で連絡する（特定の報道機関だけに連絡しない） 3 事前準備 □ 校長説明資料・報道資料（ポジションペーパー等）・想定問答 ・ポジションペーパー作成について ポジションペーパーとは，ある問題が起きた場合に，事実関係を客観的に示す文書である。「公式見解」「統一見解」「声明文（ステートメント）」とも言う。 ポジションペーパーでは，事実，経過，原因，対策，コメントを，A4用紙1，2枚程度にまとめる。その時の状況に応じて，マスコミ等に配布する。このポジションペーパーの作成と配布によって，緊急事態発生時に起こりがちな言葉による誤解を防ぐことができる。 実際に文章を作成する際には，記者からの想定質問の作成と同時に行うとよい。記者から質問されそうなことを先に文書化しておけば，それだけ質問を減らすことができる。 ①事実 誰が，いつ，どこで，何を，どのようにしたか，を明確にして，５Ｗ１Ｈの形で簡潔に記載する。 ②経過 発生時から現在に至るまでの経過を日時，時間単位で箇条書きにする。経過の結果，現在どのようになっているかの状況説明も加える。 ③原因 発生から発表までの時間がない場合には，「原因を究明中」とする。絶対に憶測事項を記載してはならない。発生からすでに時間が経過し，状況証拠からある程度原因を推定できている場合には記載する。 ④対策 発生から発表までの時間が短い場合には，「今後対策を検討し…」という言葉でよいが，「いつまでに対策を発表する」という具体的な日時だけでも記載したほうがよい。二度と同じ過ちを起こさないために具体的に何

をどうするのかの記載も必要である。

⑤見解

起きてしまった事件（事故）について学校としてどう思うのか，どのように結論づけるのか，どう責任をとるのかを記載する。ここが，学校としての公式見解となる重要な部分になる。反省すべき点は反省し，謝罪すべきことは謝罪し，主張すべきことは主張する。

□ 役割分担（例）

・受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務主任
・司会：教頭　説明：校長　記録・録音：教務主任
・助手（メモ渡し，データ等の確認手配）：生徒指導主事

□ 教育委員会の関係者への同席依頼

・記者会見の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。

4 記者会見

□ 進行次第（例）

(1) 概要説明等

①はじめに（自己紹介，校長の事件・事故への謝罪や所感，決意表明等）
②事件・事故等の概要（警察発表を基本とするなど，事実確認は慎重に行い，個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明）
③これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明）
④今後の予定（緊急保護者会，学校再開，児童のケア，次回会見予定等）

(2) 質疑応答

□ 説明・質疑応答の際の留意点

・事案に応じて，謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に）
・当該児童やその保護者の責任を問うことはしない。
・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
・質疑応答の際は，聞かれたことのみを的確に答える。
・質問の最低ルールを最初に示す。
※「質問がある方は挙手をして，所属とお名前をおっしゃってから質問して下さい。なお，質問は〇〇分間(一般的には30分程度)で終了させていただきますのであらかじめご了承下さい。」
・予想しなかった質問や，学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避けることも必要である。
・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。
・意見，感想を求められた時は，その言葉が記事になることを踏まえ，慎重に回答する。
・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には，率直に認める。
・失言や事実と異なる話をした場合は，その場で素直に陳謝，訂正する。
・会見後は速やかに会場を去り，記者のぶらさがり取材にあわないようにする。

5 記者会見終了後の対応

□ 個別対応

・報道機関によって話す内容を変えない。

３ 事後の対応（中･長期対応）

(1) 事後評価と学校再開の準備

留意点	①緊急事案発生時には，教育委員会・関係機関等とも継続的に連携し，中・長期的な事後対応が必要である。 ②特に，児童本人と保護者の立場に立って，継続的な支援に取り組むことが求められている。 ③再発防止策を明確にし，実行する。
取組	**ポイント１　安全確認を徹底する。** □今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合，学校と教育委員会等が安全確認を行い，共通理解を図る。 □確認後，早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。 □危機管理委員会の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜，見直す。 **ポイント２　事後評価に取り組む。** □危機管理委員会は，時系列でまとめた記録等から，事件・事故等の発生要因の把握，問題点等の整理，学校・地域等の安全性の評価，安全対策の確立など，事後評価と対応に取り組む。 □事案に応じて，学校保健安全委員会や学校評議員会等を開催し，多様な観点から評価に取り組み，改善点を明らかにし，再発防止策を検討する必要がある。 □改善点や再発防止策に基づいて，学校安全計画，学校危機管理マニュアル，学校防災計画を見直す。 **ポイント３　学校再開への準備に取り組む。** □教育委員会，関係機関等と連携し，安全を確保し，授業の再開に向けて諸条件を整備する。 □教育再開に向けた主な準備は以下である。 ・校内や通学路等の安全確保 ・衛生管理，安全点検 ・教室など学習場所の確保 ・教材，教具など学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・実態に即した学習指導計画の作成 □各家庭の被害状況に応じて，児童に必要な支援を行う。

(2) 児童と保護者の心のケア

留意点	①事案発生後には，児童と保護者の心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。 ②特に，ケア会議を開催し，支援することが重要である。
教育相談体制の確立	**ポイント１　緊急時に対応できるよう，日頃から教育相談体制を確立しておく。** □事案発生時に児童の支援を的確に行うために，日常の健康観察，健康相談活動を教育活動に位置付け，計画的に実施する。 □日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に，学校医，スクールカウンセラー，専門機関等と連携し，ケア体制を確立する。 □児童に，退行現象や生理的反応，情緒的・行動的反応が見られる場合は，早期に専門家や専門機関と連携し支援する。 □重大事案発生時は，保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し，相談活動等に取り組む。
ケア会議	**ポイント２　緊急時は，ケア会議を開催して支援する。** □ケア会議は，教育相談担当，養護教諭，保健主事，学年主任，スクールカウンセラー，担任等で構成する。学年会に教育相談担当，養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後，毎日，開催する。 □ケア会議には，事案に応じ，管理職も参加する。会議を主導するのは，ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。 ■ケア会議の主な内容 ・被害評価と応急対応（クラスへの指導，個別相談等）の計画 ・保護者と担任，教育相談担当等との連携促進 ・スクールカウンセラーや病院等への相談・連携 **ポイント３　被害評価は，以下のような評価項目を明らかにし，一覧表を作成し確認する。** ・怪我や入院はないか。 ・事案発生現場を見ていたか。（第一発見者，近くで目撃等） ・被害者，加害者との関係性。（親友，友人，部活動で一緒等） ・事件前から，悩み等を抱えていなかったか。 ・事件後の様子や言動など，教職員や保護者等の印象。 **ポイント４　共感的理解に基づき対応する。** □日常の観察，保健室の来室状況，保護者等からの情報，質問紙による調査等により，心の健康状態を把握する。 □具体的には，児童に常に温かい気持ちで接し，話をじっくり聞く，優しい言葉をかける，クラスで語り合ったりするなど，悲しみや悩み等を共有する。 □状況に応じて，専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。

Ⅲ　参考資料

１　緊急事態発生時の対応チェックリスト

緊急事態発生時，現場では情報が輻輳（ふくそう）したり，同時に応急対策の措置を講じたりすることが想定されるので，チェックリストを作成しておくと混乱を避けることができる。

■情報の収集・管理

（情報収集）

- □ 情報収集責任者を定めたか
- □ 通信手段の確保を行ったか
- □ 危機の発生現場に教職員を派遣し，情報収集を行っているか
- □ 関係機関から必要な情報収集を行っているか
- □ 教育委員会等
- □ 警察・消防・保健所等
- □ ＰＴＡ・自治会等団体
- □ 必要な情報を入手しているか（優先順）
- □ いつ，どこで，何があったのか（事実確認）
- □ それは，誰にまたは何に，どのような被害や影響を及ぼしたのか（被害の確認）
- □ それに対し，どのような対応を行っているのか（対応状況の確認）
- □ その被害や影響は今後，どのように進展していく可能性があるのか

（被害の進展の可能性）

- □ マスコミ等の取材はあったのか
- □ 発生原因は何なのか（原因の確認）

（情報内容の整理・管理）

- □ 情報を一元管理する担当者を決めたか
- □ 収集した情報の記録・整理を行っているか
- □ 対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか
- □ 集まった情報のすべてを評価・判断して，「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか（情報の共有体制と提供方法）
- □ 情報を共有すべき者の範囲を定めたか
- □ 情報を提供していく方法を定めたか

（保護者や市民への情報提供の検討）

- □ 現時点で保護者や地域住民への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか
- □ マスコミへの情報提供について検討を行ったか，教育委員会へ相談したか

（関係者への報告）

□ 教育委員会への連絡は行ったか

□ 保護者への連絡は行ったか

□ 近隣の学校・園への連絡は行ったか

□ 警察・消防・保健所等関係機関への連絡は行ったか

□ ＰＴＡ・自治会等の関係団体への連絡は行ったか

（検討・決定）

□ 検討事項の整理を行ったか

□ 今後の方針を決めたか

（役割分担の確認）

□ 対策を実施する各班の役割，責任者，構成員を定めたか

（教職員の動員計画）

□ 人員配置計画を定めたか

□ 人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか

□ 配備する教職員の指名を行ったか

■応急対策の実施

（被害者への対応）

□ 二次災害が発生することがないよう安全性の確認を行ったか

□ 被害者の救出・救助活動を行っているか

□ 負傷者に対し必要な応急手当を行っているか

□ 被害者の状況の把握を行っているか

（避難誘導）

□ 避難場所・避難ルートの安全性の確認を行ったか

□ 避難誘導を迅速・円滑に行っているか

（二次被害の防止）

□ 発生箇所の安全性の点検を行っているか

□ 立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか

□ 監視体制をしているか

（連携すべき関係機関への応援要請）

□ 関係機関（消防署，警察署，保健所等）へ応援要請する必要があるか

（連携すべき関係機関との確認事項）

□ 連携して対応すべき事項について確認を行ったか

□ 連携が必要な事項

□ 共有すべき情報とその管理

（児童・保護者等への情報提供）

- □ 危機発生の混乱を防止し，安全・安心を確保するために必要な情報の提供を行っているか。
- □ 危機の発生状況
- □ 二次災害の危険性
- □ 児童や保護者，住民が取るべき適切な対応
- □ 応急対策の実施状況及び実施窓口
- □ 被害者等への支援の呼びかけ
- □ 生活関連情報
- □ 最適な手法で情報の提供が行われているか
- □ 文書，学校だよりの作成・配布
- □ 保護者説明会の開催
- □ 家庭訪問の実施
- □ ホームページの活用
- □ 保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか

（マスコミ対応）

- □ 教育委員会と緊密な連携を取り合っているか
- □ 記者会見の必要性を検討したか
- □ 提供する情報内容の整理を行っているか
- □ ポジションペーパー，想定問答集を準備したか
- □ 記者会見の場所の選定を行ったか
- □ 会見に出席する者の選定を行ったか
- □ 発表時期及び方法を定めたか

（被害者等へのフォロー）

- □ 被害を受けた児童等やその保護者の救済にあたっているか
- □ 心のケアや健康相談を実施しているか
- □ 相談窓口を設置しているか
- □ その他の相談窓口を設置する必要はないか

（正常化に向けた対応）

- □ 正常化に向けた検討を行い，実施したか
- □ 校内体制の見直し
- □ 専門家，教育委員会等による支援の必要性
- □ 実施すべき取組（心のケア，児童及び保護者への説明など）
- □ 教育活動再開の時期
- □ 備品の充足や施設の修繕

２ 報道発表資料

平成○○年○月○日○時○分

報道関係者各位

山県市立梅原小学校
校長○○○○

○○小学校における○○○○事故（事件）について

哀悼・謝罪・説明責任等，事故・事件等概要，経緯，原因，再発防止策について簡潔に記載する。
（○○小学校では，○○月○○日（○）午前○○時○○分ごろ……）

記

１ 被害状況
（１） 被害者（品）等について
（２） 被害者（品）等の管理状況について
（３） 被害の状況について

２ 対応及び今後の対応
・臨時の職員会議を開き，○○の状況について確認しました。他には被害はありませんでした。
・全校集会を開き，校長から児童（事故・事件等）の事実を説明するとともに，二次被害の防止について説明しました。
・スクールカウンセラーと連携し，児童の心のケアに努めます。
・ＰＴＡ緊急役員会議を開き，（事件・事故等）の状況を説明しました。
・全保護者には，（本日○○月○○日），経緯の説明した文書を配布しました。また○○月○○日○○時から本校体育館で今回の（事件・事故等）について説明会を開催します。
※説明会は報道規制を取らせていただく場合があります。

【問合せ先】
教　頭　○○ ○○
ＴＥＬ ０５８１－２２－１０６８
ＦＡＸ ０５８１－２７－３７３３
E-mail：umeharasyo@yamagata-gifu.ed.jp

３ 連絡体制の整備

震災の発生時には，学校から児童の安否情報や学校の被災状況について情報の提供が行われなければならない。ただし，通信手段の混乱が続いている場合に関しては，相互の通信にこだわらず，学校からの情報発信は確保できるようにする。

ア　学校から保護者への情報提供

学校から保護者への情報提供については, 安心と信頼を得るための最大の手段であり, 児童の安全の確保にもつながる。

学校から保護者への情報提供の方法は以下のものが考えられるが，複数の手段を組み合せて，児童の安否情報などの提供を行うようにする。

① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として，保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け，一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや，携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め，学校の状況等について，最新の情報提供に努める。

③災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは，より確実に連絡が取れる手段であるが，使用に際しては制約があるので確認を要する。(個人的な使用にのみ利用すること。)

○ 災害用伝言ダイヤルについて

・利用できる電話

個人加入電話, 公衆電話, ひかり電話及び避難所等に設置されている公衆電話, 携帯電話からの利用に関しては，契約している通信事業者へ確認する。

・提供開始の時期

震災発生時に，被災地の方の安否情報を確認する通話が増加し，被災地への通話がつながりにくくなった場合このサービスが提供される。

○通信各社が提供している災害用伝言サービス（参考）

・NTT西日本「災害用伝言ダイヤル１７１」「災害用伝言板（web171)」
・NTT西日本
・NTTドコモ「災害用伝言板」「災害用音声お届けサービス」
・au「災害用伝言板サービス」災害用伝言ダイヤル（171)」
・SoftBank「災害用伝言板」「災害用音声お届けサービス」

イ　教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

ウ　教職員動員計画の整備

・居住地等を考慮して作成する。
・服装や持参すべきものを確認する。

エ　家庭との安否情報の確認方法

・災害発生時に，児童の安否情報の確認や，各家庭との連絡を取り合う方法をあらかじめ決めておく必要がある。
・携帯電話や家庭固定電話など複数の連絡方法を確認しておく。